

さいたま市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第 8 号

さいたま市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市情報公開条例施行規則（平成 13 年さいたま市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（開示の実施等）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 前 2 項に定めるもののほか、第 5 項第 1 号及び前項第 3 号イに掲げる行政情報の写しの交付は、電子交付等（電子メールを送信する方法又はファクシミリ装置を用いて送信する方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。</p>	<p>（開示の実施等）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 前 2 項に定めるもののほか、第 5 項第 1 号及び前項第 3 号イに掲げる行政情報の写しの交付は、<u>次に掲げる要件に該当する場合は</u>、電子交付等（電子メールを送信する方法又はファクシミリ装置を用いて送信する方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。</p> <p>(1) <u>1 件の行政情報開示決定につき、写しの交付枚数が 10 枚以下であること。</u></p> <p>(2) <u>用紙の大きさが日本産業規格 A 列 4 番であること。</u></p>
<p>様式第 12 号（第 10 条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政情報開示審査諮問通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">（審査庁名）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>[略]</p>	<p>様式第 12 号（第 10 条関係）</p> <p style="text-align: center;">行政情報開示審査諮問通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">（<u>処分庁又は審査庁名</u>） 印</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>[略]</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。